

2019 年度

★ News 『平成 31 年度税制改正大綱』のポイント



『平成 31 年度税制改正大綱』は、平成 30 年 12 月 14 日閣議決定され、1 月下旬招集予定の通常国会に関連法案が提出されることとなります。

＜『平成 31 年度税制改正大綱』の概要と適用時期＞

個人所得税	住宅ローン控除	消費税率 10%が適用される住宅取得につき、控除期間を現行 10 年→13 年に延長。(11 年目～控除額の上限を設定)	31 年 10 月 1 日～32 年 12 月 31 日
	ふるさと納税	総務相が基準に適合する都道府県等をふるさと納税対象として指定。適正な募集、返戻割合 3 割以下で地場物産	31 年 6 月 1 日以後の寄附金
	居住用財産の譲渡 3000 万円控除特例	被相続人の老人ホーム等入所で空き家→相続で取得の場 合は特例の適用対象とし、適用期限を 4 年延長。	31 年 4 月 1 日以後の譲渡
法人税	研究開発税制	・オープンイノベーション型(共同試験研究・委託試験研究費、知的財産権設定) ＝控除上限を法人税の現行 5%→10%に引上げる。委託対象の追加。 ・総額型(試験研究費総額にかかる控除制度) ＝控除上限を法人税の現行 25%→40%に引上げる。(一定のベンチャー企業)	
	改正「中小企業等経営強化法」施行後、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の防災・減災設備への投資について 20%の特別償却ができる。		33 年 3 月 31 日迄に取得した設備
	特別法人事業税	消費税率 10%段階で、法人事業税の約 3 割を分離し国税の特別法人事業税を創設。人口基準で全額を都道府県に譲与。	31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から
資産税	個人事業者の事業承継税制	相続税・生前贈与時の贈与税について、事業用土地・建物・機械等に対応する課税価格の 100%の額を納税猶予する制度。10 年間の時限措置として創設。(事業用小規模宅地特例との選択適用)	31 年 1 月 1 日以後に相続・贈与で取得する財産の相続税・贈与税
	教育資金一括贈与非課税措置	・受贈者の所得要件(合計所得 1000 万円以下)設定＝31 年 4 月 1 日～ ・教育資金の範囲・用途の見直し＝31 年 7 月 1 日以後の支払から	
	結婚・子育て資金一括贈与非課税措置	・受贈者の所得要件(合計所得 1000 万円以下)設定	31 年 4 月 1 日～
	民法改正・成人年齢 18 歳に伴う税制上の措置	相続税の未成年者控除、相続時精算課税制度、直系尊属からの贈与の贈与税率特例等の年齢要件を 18 歳以上に引下げる。	34 年 4 月 1 日以後の相続・贈与の相続税・贈与税
その他	森林環境税	国税として年額 1000 円を、個人住民税と併せて個人から徴収。市町村が都道府県を経由して国へ払い込む。国は森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与。	課税は 36 年度～ 譲与は 31 年～

※ 消費税率引上げに伴う対応として、住宅に係る措置、車体課税の見直し等が行われます。

★ Memo 1月のスケジュール

- ・「平成 31 年分扶養控除等(異動)申告書」
今年最初の給与支払の前日迄に提出を受ける。
- ・「源泉徴収票」の交付、「支払調書」の提出
- ・「固定資産税の償却資産税」の申告 1/31 迄
- ・市区町村へ「給与支払報告書」の提出 1/31 迄

☆本年も、よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>